

令和3年3月吉日

お客さま各位

平塚信用金庫

未利用口座管理手数料の新設および関連規定の制改定について

平素は平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、令和3年3月31日までに開設済みであるお客さまの口座、および普段の入出金・口座振替にご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございませんので、引き続き当金庫のご利用を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

記

〈未利用口座管理手数料とは〉

手数料対象	以下の①～③の全てに該当する預金口座	
	①	普通預金（総合口座含む）、貯蓄預金
	②	令和3年4月1日以降に開設したもの
	③	最後の預入れ、または払戻し、口座振替から2年以上、一度も取引がない（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しは「お取引なし」とさせていただきます）
ただし、下記の1つでも該当するお客さまは、手数料はご負担いたしません。		
手数料対象外	・未利用状態の通帳残高が10,000円以上ある	
	・お取引店に、以下に掲げる他のお取引がある 定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、個人向け国債、 保険商品、信託、お借入、カードローン	
手数料の金額	1,320円（消費税込）	
ご負担方法	未利用口座から1年に1回引落し	

1. 手数料ご負担時のご案内について

「手数料対象」に該当する口座をお持ちの場合、当金庫より案内文を郵送いたします。

- (1) 郵送後にもお取引が再開しない際に、手数料を引落しさせていただきます。
- (2) 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料の対象となります。
- (3) 手数料引落し後に通帳残高が0円になった場合、自動的に解約いたします。

2. お客様へのお願い

未利用口座管理手数料は、長期に亘り利用されていない口座が、万が一にも不正利用されることによって、お客様が被害に遭うことを防止するために導入いたしました。そのため、次の点をお客様にお願い申し上げます。

- (1) 当該口座でのお取引の再開をお願いいたします。
- (2) 今後ご利用のない口座について、不正利用防止のためご解約をお勧めいたします。

3. 本件にともなう規定の制改定について

- (1) 「未利用口座管理手数料規定」の新規制定

新設する手数料についてご説明するものです。詳しい内容は[こちら](#)をご覧ください。

- (2) 「普通預金規定」および「貯蓄預金規定」の改定

「未利用口座管理手数料」は、普通預金と貯蓄預金の口座からのみご負担いただくことから下記内容を追加しました。詳しい内容は[こちら](#)をご覧ください。

(未利用口座管理手数料)

当金庫所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

4. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

TRibank Hiratsuka
平塚信用金庫